あ行

いっぱんかいけいくりいれきん

地方公営企業法第17条の2の「経費負担の原則」の規定に基づき、下水道使用料を充てること が適当でない経費等について、一般会計から下水 道事業会計に繰り入れるもの。

毎年、総務省より示される繰出基準によるもの (=基準内繰入金)と、それ以外の政策的経費に よるもの(=基準外繰入金)とに分類される。

「一般会計繰出基準」

一般会計(公費)が負担すべき経費の算定基準。 毎年4月に総務省から通知が出され、この基準に 基づく繰入金は、基準内繰入金とされる。

【雨水公費・汚水私費の原則】

「雨水公費」とは、雨水が自然現象によるもので、雨水の排除により浸水から街を守ることは、 受益の範囲が広く市民に及ぶことから、その経費は公費(税金)で賄うという考えのこと。

「汚水私費」とは、汚水が日常生活などから発生するもので、原因者・受益者が明らかであるため、 その経費は私費(下水道使用料)で賄うという考えのこと。繰出基準の大原則とされている。

【污水処理原価】

1 mあたりの汚水を処理するために必要な費用のこと。

(計算式) 汚水処理費÷有収水量

か行

【企業会計方式】

地方公営企業法を適用した事業における会計方式のこと。資産、負債及び資本の概念を持ち、発生主義による複式簿記で経理される。尾張旭市は平成29年度からこの方式を適用している。

【茶業件】

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるために発行する地方債のこと。

【企業情信课】

企業債を発行して借り入れたお金を返すこと。

【供用開始】

下水道の整備が完了して下水道が使えるようになること。

【経費回収率】

下水道使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標のこと。

(計算式)使用料収入÷汚水処理費

「減価償却費】

使用等による固定資産の経済的価値の減少額を、 その固定資産の耐用年数期間中にわたり各事業年 度の費用として配分したもの。

「減債積立金】

企業債の償還に充てるための積立金のこと。尾 張旭市では、事業年度に生じた利益(未処分利益 剰余金)から、議会の議決を得て積み立てている。

【建設改良費】

管渠を整備したり処理場を増改築したりするためにかかる費用のこと。

【高度処理】

環境基準の達成等の目的のため、標準活性汚泥 法よりも高度に下水を処理できる方法により処理 すること。

さ行

【市街化区域】

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域のこと。

【市街化調整区域】

市街化を抑制すべき区域のこと。

【資本的収支】

将来の経営活動に備えて行う建設改良及びそれ に係る企業債償還金等の支出と、その財源となる 企業債や国庫補助金などの収入をいう。

地方公営企業法施行規則別表5の予算書様式第 4条に規定されていることから、「4条予算」とも いう。

【収益的収支】

1事業年度の企業の経営活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用をいう。 地方公営企業法施行規則別表5の予算書様式第 3条に規定されていることから、「3条予算」ともいう。

【使用料单佈】

1 mあたりの使用料収入のこと (計算式) 使用料収入÷有収水量

『水洗化率】

下水道に接続可能な人口のうち実際に下水道に接続している人口の割合のこと。

(計算式) 水洗化人口÷供用開始区域内人口

【損益勘定留保資金】

3条予算における費用のうち、現金の支出を必要としない費用のこと。

主に、減価償却費(長期前受金戻入を除く)、固定資産除却費をいう。

そんえきけいさんしょ 【損益計算書】

1営業期間における企業の経営成績を明らかにする報告書のこと。期間内に得たすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載し、純損益とその発生由来を表示している。

た行

【長期前受金戻入】

固定資産の取得又は改良に伴い交付される補助 金、一般会計負担金等は「長期前受金」として負債 (繰延収益)に計上した上で、減価償却に対応す る分を毎事業年度順次収益化するもの。

【当年度純指失】

損益計算した結果、費用に対して収益が不足する額のこと。逆に利益が出ていれば、「当年度純利益」になる。

な行

【内部留保資金】

企業内に留保してある資金で、補填財源として 使用される。損益勘定留保資金など。

は行

【普及率】

尾張旭市民のうち下水道に接続できる人口の割 合のこと。

(計算式) 供用開始区域内人口÷行政人口

【分流式下水道】

汚水と雨水を別々の管渠で集めて排除する下水道のこと。公共用水域の水質保全の効果が高く、合流式に比べて処理場の規模が小さくて済むなどの便益性が大きく認められるものの、建設コストでは汚水と雨水の管渠を別々に整備する必要があるため、合流式に比べて割高になる。

【法満用】

地方公営企業法の全部又は一部を適用している ことをいう。一部適用は財務規定の適用であるこ とから、「財務適用」ともいう。

法適用すると、会計方式は企業会計方式に変わる。尾張旭市は平成29年4月から一部適用している。

【補填財源】

4条予算において、収入が支出に対して不足する額を賄うもの。

損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額、 減債積立金で構成される。

や行

【有収水量】

下水道使用料の対象となる水量のこと。